- ■介護職員等処遇改善加算、25年度からの要件厳格化を条件付き緩和へ
- ・厚生労働省は23日、6月に一本化した介護職員などへの「介護職員等処遇改善加算」について、2025年度から適用される職場環境改善に関する要件の厳格化を条件付きで緩和し、加算のさらなる取得を促す方針を社会保障審議会・介護給付費分科会に示した。
- ・介護職員等処遇改善加算では、職場環境改善に関する要件が25年度以降に厳格化される。職場環境改善の要件は全部で28項目あり、「入職促進」「資質向上・キャリアアップ支援」「生産性向上」など6つに区分されている。「加算率」の設定が高い加算I・IIを25年度以降に算定するには、6区分でそれぞれ2つ以上(生産性向上は国のガイドラインに基づく業務改善の体制整備など3つ以上)の要件に、加算のIII・IVでは1つ以上(生産性向上は2つ以上)に取り組む必要がある。
- ・しかし厚労省は、介護職員の処遇改善を促すため25年度中に要件の整備を行うと誓約することを条件に、職場環境改善の要件を満たしたと見なす方針を介護給付費分科会に示した。
- ・職場環境改善のほか、「昇給の仕組み」(キャリアパス)の要件では、経験や資格に応じて 昇給する仕組みなどを 25 年度中に整備すると誓約すれば、24 年度で終了する経過措置 の期限を 25 年度末に延長する。
- ・また、キャリアパスのうち、経験や技能がある介護職員1人以上に対し、賃金改善後の見込み額を年440万円以上にするという要件では、加算の算定見込み額が少ないなど賃金の改善が困難な場合は適用除外になることを明確化する。
- ・それらに加え、厚労省は▽介護職員等処遇改善加算の要件クリアをチェックリスト方式で確認できるようにするなど申請様式を簡素化▽介護職員等処遇改善加算と、24 年度補正予算に盛り込んだ「介護人材確保・職場環境改善等事業」などの申請様式を一本化-する方針。
- ・介護職員等処遇改善加算の要件緩和は25年2月の申請受付分から適用する。厚労省は、24年度補正予算の介護人材確保・職場環境改善等事業を申請している事業所は、職場環境改善に関する要件を満たしたと見なす。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 243 回社会保障審議会介護給付費分科会(web 会議)資料 令和 6 年 12 月 23 日 (月)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_47059.html